

第4章 今後の取組みについて

持続可能な公共サービスの提供を行うためには、本計画を着実に実行することが重要であり、計画の進捗管理と検証を行いながら取組みを推進していきます。

また、本計画が長期間にわたることから、今後の人口動向や公共施設ニーズの変化を注視し、必要に応じて見直しを行い、適切な方向性を検討していくことが必要となります。

本計画による令和27年度までの縮減面積（建物の方向性において「譲渡」、「廃止」又は「一部廃止」とした施設のほか、建設中の建物延面積を含む。）は13,110㎡と算出しており、総合管理計画の基準日である平成26年度末時点から平成30年度末までに縮減した面積である6,159㎡と合わせると19,269㎡となります。

この面積が総合管理計画の縮減目標面積である48,000㎡（建物全体のおおむね20%）と比較して少なくなっているのは、現時点において建物の方向性を「あり方検討」とした施設の建物延面積が建物全体の約46%（113,077㎡）を占めていることによります。

この「あり方検討」が多くなっているのは、建物総延面積のうち約37%（90,490㎡）を占める小・中学校施設について、子どもの発達を十分に保障するための環境を整えるという観点で方向性を示すこととしているためであり、将来、児童や生徒数の推移に応じて再編に取り組む必要があります。

今後は、本計画の方向性を基本として施設の適正配置を進めるとともに、必要に応じて方向性が示されていない施設の「あり方検討」を行い、建物延面積の縮減に努めます。また、本計画の実施にあたっては、市当局のみの判断によるものではなく、事前に地域や関係団体の方々との十分な協議を行いながら進めていきます。

このほか、施設の長寿命化の推進により更新時期を延伸することや、より一層のコスト削減を行うことに加えて収入の増加に努め、持続可能な公共サービスの提供の実現を図ります。

1 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、公共施設マネジメントを統括管理する部署において行い、総合管理計画の進捗管理と連動して行います。また、総合管理計画の見直しに合わせて、必要に応じて本計画の見直しを実施します。

このほか、計画期間のうち短期、中期及び長期に分けたそれぞれの期間ごとに、目標に対する達成度合いを確認するなど、これらの見直しについては、市民や市議会への報告を適時適切に行います。

2 個別施設計画の策定

本計画で定めた方向性に基づき、必要に応じて各施設又は分類ごとに実行計画としての個別施設計画を策定します。この個別施設計画は、各施設の所管部署においてそれぞれ策定し、公共施設マネジメントを統括管理する部署で取りまとめ協議し、管理します。

砺波市公共施設再編計画（案）

令和元年 12 月発行

■発行 砺波市
〒939-1398
富山県砺波市栄町 7 番 3 号
TEL 0763-33-1111（代表）
FAX 0763-33-1468

■編集 砺波市企画総務部財政課
公共施設総合管理係